

横浜市総合教育会議傍聴人要領

(傍聴の手続・定員等)

- 第1条 横浜市総合教育会議運営要綱第1条の会議（以下「会議」という。）を傍聴しようとする者は、傍聴申込書（第1号様式）に氏名を記入し、傍聴券（第2号様式）の交付を受けなければならない。
- 2 傍聴人の定員は20人とし、前項の傍聴券は、会議当日に原則として先着順に会議場受付において交付する。ただし、定員を超えた場合は、抽選とする。
- 3 前項で定める定員は、事前に議長が認めた場合に限り、変更を可とする。
- 4 報道機関の傍聴については、別に記者席を設けるものとする。
- 5 傍聴人は、写真撮影、録音及び録画をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(傍聴席への入場)

- 第2条 傍聴人が傍聴席に入場するときは、傍聴券を係員に提示し、その指示に従い着席しなければならない。

(入場の不許可)

- 第3条 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他議長が会議の進行上支障があると認める者は、傍聴席に入場することを許可しないものとする。

(傍聴人の遵守事項)

- 第4条 傍聴席における傍聴人は、静粛を旨とし、かつ、次の事項を守らなければならない。
- (1) 異様な服装をしないこと。
 - (2) 帽子の類を着用しないこと。
 - (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (4) 議事に対し公然と可否を表明しないこと。
 - (5) 会議中いたずらに傍聴席を離れたり外部に出ないこと。

(傍聴人の退場)

- 第5条 傍聴人が前条の規定に違反し、そのため会議の進行が妨害されるときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは退場を命ずることができる。

- 第6条 会議を非公開とするとき、又は横浜市総合教育会議が必要と認めたときは、議長は、全ての傍聴人を退場させることができる。

- 第7条 前2条の場合に、議長は、係員をしてその命令を執行させることができる。

附 則

この要領は、平成 27 年 8 月 21 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 3 月 10 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 12 月 19 日から施行する。